

日本腎代替療法医療専門職推進協会入会、腎代替療法指導士資格認定その他に対する Q&A

【入会～申請について】

Q1. 基盤学会の登録は1学会以上の登録は出来ないのでしょうか

☞基盤学会は1学会のみ登録してください

Q2. 基盤学会の登録はその学会に所属していなくても大丈夫でしょうか

☞基盤学会の登録はその学会に所属していなくても登録できます

Q3. 基盤学会とする学会の年次学術集会への参加で2単位（2ポイント）取得について

☞指導士の認定期間5年間のうち登録した基盤学会の年次学術集会に参加すると2単位（2ポイント）取得することができます。更新時に参加証の写しを提出してください

Q4. 当初登録した基盤学会の変更は可能ですか

☞登録した基盤学会の変更は可能です、推進協会事務局に申し出てください

Q5. 関連学会の登録は基盤学会を含めていいですか

☞関連学会は複数登録できますが、登録した基盤学会を除いて登録してください

Q6. 関連学会の登録はその学会に所属していなくても大丈夫ですか

☞関連学会の登録はその学会に所属していなくても登録できます

Q7. 関連学会の登録をしていませんが大丈夫ですか

☞関連学会の登録はなしでも大丈夫ですが、認定期間5年間のうちHPに表示した学会の年次学術集会への参加1単位（1ポイント）は取得できませんので注意してください

Q8. 当初関連学会を登録していませんでしたが新たに登録していいですか

☞関連学会を新たに登録することは可能です、推進協会事務局に申し出てください

Q9. 対応職種なしで登録できますか

☞対応職種なしでも登録はできますが、腎代替療法専門指導士の認定申請ができませんので注意してください、できましたら1職種を登録してください

Q10. 対応職種は複数登録できますか

☞対応職種は1職種を登録してください

Q11. 対応資格は複数登録できますか。私は透析専門医と腎臓内科専門医の2資格を持っているがe-learning単位の免除は16単位免除で、残り4単位取得すればいいですか

☞対応資格の登録は1資格で、単位免除は登録した1資格に対して免除されます、透析専門医を登録した場合は、8単位免除されますので、残り12単位を取得してください

Q12. HPに表示されている対応資格を持っていませんが登録できますか

☞対応資格が無い場合でも登録は可能ですが、腎代替療法専門指導士の認定申請はできませんので注意してください

- Q13. HP に表示されている対応資格を持っていませんが、例えば医師の資格で登録できますか
- ☞医師の資格で登録することは可能ですが、専門医あるいは認定医の資格を持っていない場合は腎代替療法専門指導士の認定申請ができませんので注意してください
- Q14. 対応資格は持っていません。腎代替療法専門指導士の認定申請もしませんが推進協会に入会した後、何かメリットはありますか
- ☞e-ラーニング視聴手数料の 10,000 円をお支払いいただければ、腎代替療法専門指導士の資格申請のための e-ラーニングと同じ e-ラーニングが視聴することができますが、現在整備中です
- Q15. 正会員の会費、腎代替療法専門指導士の認定申請料、登録料等はいくらですか
- ☞正会員の会費は 5,000 円/年、腎代替療法専門指導士認定申請料 10,000 円、同登録料 10,000 円、更新申請料 10,000 円、e-ラーニング視聴手数料 10,000 円、講習会参加費 3,000 円/1 回です
- Q16. C KM（保存的腎臓療法）は e-ラーニングのカリキュラムに入っているのか
- ☞腎代替療法選択として大切な項目として入っています
- Q17. ドナーコーディネーターは、入っていないのでしょうか
- ☞ドナーコーディネーターは、現在資格認定制度がなく（施設、都道府県双方において）現時点では資格取得対象に入っていません。
- Q18. 腎不全看護認定看護師が新しく改名された資格で、入れてほしい
- ☞次のとおり看護師・保健師の対応資格を表示しています。
 - ・慢性腎臓病療養指導看護師（CKDLN） ・透析看護認定看護師(CN) ・腎不全看護認定看護師(CN)
 - ☞2022 年 4 月以降に腎領域における慢性疾患看護専門看護師（CNS）が追加されました。なお、対応資格を腎領域における慢性疾患看護専門看護師(CNS)で登録を希望する場合は、当分の間は推進協会に申し出てください。
推進協会のメールアドレス：jrrta-office@umin.ac.jp
- Q19. 薬剤師さんが基盤学会での専門職資格がない場合、一方で腎臓病療養指導士をとっている場合、4 単位免除で良いか
- ☞腎臓病療養指導士資格として、4 単位免除でよろしいです。
- Q20. 緩和移行措置含めて、どの時期までに資格認定をするべきなのか、しっかり決めてほしい。
- ☞①導入期加算 2：移行措置として令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日までは、現行の状況（指導士が施設に存在しない）でも加算が取れます。
 - ②導入期加算 3：可能な限り令和 4 年 3 月 31 日までに e-ラーニング受講の上申請頂くことを推奨します。その後 3 か月（6 月 30 日、9 月 31 日、12 月 31 日）ごとの認定を計画しております。

【透析導入時加算】

- Q21. 対応資格はもっていませんが、推進協会に入会して e-ラーニングを視聴し講習会などに参加してスキルアップした場合は、透析導入時加算は算定が取れないのでしょうか
- ☞ 推進協会に在会して e-ラーニング視聴、講習会などに参加してスキルアップされれば、透析導入加算 1 は、算定が取れますが、2, 3 は資格がないと加算がとれません。
- Q22. 腎代替療法専門指導士の資格を得た人が異動したら、その施設は透析導入時加算の算定が取れないのでしょうか
- ☞ 腎代替療法専門指導士の資格を持った方が 1 名在籍する施設に加算が付きまますので、異動されたら取れません
- Q23. 腎代替療法専門指導士の資格を医師がとって看護師がとらない場合は、あるのですか。
- ☞ 可能性ありますが、5 年間での腹膜透析実績、腎移植実績のハードルは高いので、多職種参加が必要です。

【腎代替療法専門指導士認定】

- Q24. 腎代替療法専門指導士認定申請に必要な書類にはどのようなものですか
- ☞ e-ラーニング視聴により必須単位を取得後 HP でお知らせしている「実務経験証明書」と「研修 e-Learning 受講証明書」を作成して、入会登録時の対応資格の認定書の写しを同封し事務局あて郵送してください。
- 〒113-0033 東京都文京区本郷 2-38-21 アラミドビル 2F
日本透析医学会内
一般社団法人 日本腎代替療法医療専門職推進協会事務局あて
- Q25. 腎代替療法専門指導士の認定は年度中に何度行われますか
- ☞ 腎代替療法専門指導士の認定は、4 半期（6 月末、9 月末、12 月末、3 月末）ごとの年 4 回認定を予定しています。
- Q26. 臨床工学技士の認定要件のひとつに血液浄化関連専門臨床工学技士が挙げられています。わたしは、血液浄化関連専門臨床工学技士の試験に合格しており合格証も所持していますが、この資格は、実務経験 5 年を積まないと認定申請ができず、現在経験が足りません。この場合、腎代替療法の現場に 3 年従事していても腎代替療法専門指導士の認定申請の要件から外れることになるのでしょうか。
- ☞ 「血液浄化専門臨床工学技士」の試験に合格し、合格証と施設での実務経験が 3 年以上であれば推進協会が定める対応資格として腎代替療法専門指導士を申請することを認めます。入会フォームの対応資格の欄は「血液浄化専門臨床工学技士」の個所をチェックし、取得認定番号、取得年、取得月は、合格証の合格番号、合格年、合格月に置き換えて入会の申請をして下さい。なお、e-ラーニング視聴により必須単位を取得後に腎代替療法専門指導士を申請する際に合格証と施設での実務経験 3 年の証明書を添付して申請してください。また、血液浄化専門臨床工学技士の資格を取得済みの方は、認定証の提出と施設での実務経

験証明書の提出をしてください。

「認定血液浄化臨床工学技士」に合格されている方も同様に、合格証と施設での実務経験が3年以上であれば推進協会が定める対応資格として腎代替療法専門指導士を申請することを認めます。

入会フォームの対応資格の欄は「認定血液浄化臨床工学技士」の個所をチェックし、取得認定番号、取得年、取得月は、合格証の合格番号、合格年、合格月に置き換えて入会の申請をして下さい。

なお、e-ラーニング視聴により必須単位を取得後に腎代替療法専門指導士を申請する際に合格証と施設での実務経験3年の証明書を添付して申請してください。また、認定血液浄化臨床工学技士の資格を取得済みの方は、認定証の提出と施設での実務経験証明書の提出をしてください。

Q27. 透析技術認定士の資格では腎代替療法専門指導士の資格は取得できないのですか

☞透析療法合同委員会が認定している透析技術認定士の資格で腎代替療法専門指導士の資格は現時点では認められていませんが、現在推進協会の理事会で検討を進めています。

【所定の研修】

Q28. 導入期加算区分番号「J038」人工腎臓の導入期加算の施設基準における「腎代替療法に関わる所定の研修」とは何を指すのか

☞腎代替療法専門職推進協会の認定する腎代替療法専門指導士資格の取得がそれに当たります。

Q29. 更新時に「腎臓移植、並びに在宅透析への研修記録の基本は、5年間の認定期間において所属施設にて、10例以上の在宅自己腹膜灌流指導管理料の算定患者がいること、さらに腎移植に向けた手続き（献腎移植の新規登録または更新、生体腎移植紹介例）が合わせて10例以上あることが必要であるが、達成できない場合には達成に向けた研修記録を提出することで代用できる。」とありますが、研修記録とはどのようなものでしょうか。また達成できない場合の、達成に向けた研修記録とはどのようなものでしょうか？

Q30. 導入期加算区分番号「J038」人工腎臓の注2に規定する導入期加算について「導入期加算3を算定している施設が実施する腎代替療法に関わる研修を定期的を受講していること」とあるが、具体的にどのような研修か、またどのくらいの頻度で受講する必要があるのでしょうか。

☞Q29.は「日本腎代替療法医療専門職推進協会」の認定する「腎代替療法専門指導士」更新のために行う研修であり個人を対象としたものため、個人の研修に関しての記録が重要となります。現在日本腎代替療法医療専門職推進協会でも研修内容の周知、方法論の検討を行っています。研修手帳という形で、研修内容が各指導士に配布できるよう考えており、近日中に腎代替療法専門指導士の認定を受けた会員に冊子体でお送りする予定です。内容の詳細に関しては先に示したように、加算3を有している施設が加算2あるいは加算

1との間で、移植や在宅透析に関する症例検討会を行う、勉強会や講習会に参加する、などです。その他に企業等が主催する講演会（加算3の施設の演者などによる）に参加するという骨格についても認める方向で考えています（交流を深め、勉強の機会を増やす目的です）。また加算3がない地域もあるためWEBでの開催も認める方向です。ただし加算3による研修・企業講演会の一定の基準として以下の項目を満たすことを規定する予定です。

Q30.については厚生労働省が規定する導入期加算に関する規定です。導入期加算を算定するために行う研修であり、この記録としては導入期加算算定施設での記録保存が重要となります。研修手帳は重要な個人の記録で参考になりますが、別途その点を踏まえて診療施設での記録を揃えておく必要があります（個人の研修手帳を利用することも可能です）。導入期加算2又は3の届出にあたっては、届出様式において、「腎代替療法に係る研修の修了証（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること」と規定してあります。（下記の331-332頁）これは「腎代替療法専門指導士」の修了証の添付になります。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000959810.pdf>

また、連携のための「研修」の記録を記載する欄もあります。（上記331-332頁、8の欄）以上の点を踏まえて診療施設での「研修」の記録を記載してください。

Q30.でご質問された導入期加算算定のための「研修」の基準については令和4年7月26日の厚生労働省より出される疑義紹介で記載されています。以下にその提示を記載します。（令和4年7月26日付事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その19）」

下記問8）<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000969100.pdf>

~~~~~  
【導入期加算（人工腎臓）】

問7 区分番号「J038」人工腎臓の注2に規定する導入期加算2及び3の施設基準について、それぞれ「導入期加算3を算定している施設が実施する腎代替療法に係る研修を定期的に受講していること」、「導入期加算1又は2を算定している施設と連携して、腎代替療法に係る研修を実施」とあるが、「腎代替療法に係る研修」とは、どのようなものが該当するか。

（答）次の要件を満たすものが該当する。

- （イ）導入期加算3を算定している施設が主催する研修であること。
  - （ロ）当該研修を実施又は受講する各施設に配置されている「腎代替療法に係る所定の研修を修了した者」が参加していること。
  - （ハ）在宅血液透析、腹膜透析及び腎移植に関する基礎知識、腎代替療法の特性に応じた情報提供、腎代替療法に係る意思決定支援等の内容が含まれる研修であること。
- ~~~~~

導入期加算請求のためには、この基準に準じた対応を行うことが重要です。その他の項目についても、これまでの疑義解釈などで示されています。開催回数については、前回の疑義解釈資料（令和4年3月31日付事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その1）」下記問216（医-58頁））に年に1回以上と記載されています。またWEBによる開催についても、すでに厚生労働省からの疑義解釈に可能であることが記載されています（令和4年3月31日付事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その1）」下記問257（医-67・68頁））

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000938947.pdf>。

今回の導入期加算の趣旨として、導入期加算3の施設と導入期加算2の施設が顔の見える連携を行い、今後のさらなる連携に繋がることが重要です。その為に、導入期加算3の施設が中心となり研修の機会を設けることとなります。複数の導入期加算2算定の施設が参加することもあります。その機会に合わせて勉強会などを開催することも考えられます。一つの例として、第一部に患者報告会、第二部に講演会などの企画も可能と考えられます。

実際に運用していくにあたっての具体的な疑問等が発生した場合については、当推進協会及び管轄の地方厚生局までお問い合わせいただくよう、よろしくお願いいたします。

研修の内容については（ハ）に記載されている通りであり、研修範囲は広く設定されています。そのような認識での研修をお願い致します。重要なことは、上記記載項目に準ずることとご理解ください。

#### 【研修スライド内容について】

Q31. 研修スライド Q5 の公的保険のところで、身体障害者申請は透析導入していれば1級申請可能、と解説されていましたが、和歌山、大阪、滋賀に関してはCr8以上、Ccr10未満というのが必須になっています。全国的に透析導入＝1級、ということであれば、という理解でよろしいのでしょうか。

☞平成30年4月発表厚生労働省の発表している「じん臓機能障害1級の認定基準」は以下のようになっています。

「内因性クレアチンクリアランス値が10ml/分未満、又は血清クレアチニン濃度8.0mg/dl以上であって、かつ、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか、又は血液浄化を目的とした治療を必要とするもの若しくは極めて近い将来に治療が必要となるものをいう。」  
各県によって若干受け止め方に違いがあるようですが、又は以後の「血液浄化を目的とした治療を必要とするもの若しくは極めて近い将来に治療が必要となるもの」を採用している自治体がほとんどと理解しています。詳しくは各県の支払い機構にご確認ください。

\*\*\*\*\*

一般社団法人日本腎代替療法医療専門職推進協会事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷2-18-9 ドームヒルズ本郷 2-B

TEL：03-6801-6713 FAX：03-6801-6714 E-mail：[jrrta-office@umin.ac.jp](mailto:jrrta-office@umin.ac.jp)

\*\*\*\*\*